

建設業者監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社フジナガ	代表者氏名	藤永 雅也
主たる営業所の所在地	兵庫県尼崎市道意町六丁目28番地7		
許可番号	兵庫県知事許可 (般-2)第218234号	許可を受けている建設業の種類	とび・土工工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和4年10月4日	処分を行った者	兵庫県阪神南県民センター
根拠法令	建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項（同条第1項第3号該当）		
処分の内容			
建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分			
処分の原因となった事実			
<p>株式会社フジナガは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第21条第2項違反により、同法第119条第1項の規定に基づき、小倉簡易裁判所から罰金30万円の刑に処せられ、令和4年4月8日にその刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。</p>			
その他参考となる事項			